

■70歳以上75歳未満の方（**3割負担**の方）の自己負担限度額(月額)は以下の表のとおりです。月の初日から末日までを1ヶ月として計算します。

所得区分			自己負担限度額 (1医療機関、1ヶ月あたり)	
				4回目以降(※1)
現役並み	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円

※1 過去12ヶ月以内に自己負担限度額に到達した月が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。

■70歳以上75歳未満の方（**2割負担**の方）の自己負担限度額(月額)は以下の表のとおりです。月の初日から末日までを1ヶ月として計算します。

所得区分			自己負担限度額 (1医療機関、1ヶ月あたり)	
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般		課税所得 145万円未満等	18,000円	57,660円(※1)
低所得者	Ⅱ	世帯全員が住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ	世帯全員が住民税非課税世帯、かつ、世帯全員の所得が0円の世帯		15,000円

※1 過去12ヶ月以内に自己負担限度額に到達した月が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円です。

■入院して食事療養の給付を受けるときは、下表の金額を自己負担し、残りは国保が負担します。

入院時の食事代 (1食あたりの額) は以下の表のとおりです。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
現役並み・一般		490円	510円
低所得者Ⅱ(※1)	90日までの入院	230円	240円
	90日を超える入院 (過去12ヶ月の入院日数) (※1)	180円	190円
低所得者Ⅰ		110円	110円

※ 指定難病患者等は280円 (令和7年4月1日からは300円) です。

※1 医療保険課で長期入院の申請をすることにより、食事代がさらに減額になります。申請月の翌月から有効となります。